

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター評議員、  
理事及び監事の報酬並びに旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターの評議員、理事及び監事の報酬及び旅費について定めることを目的とする。

(報酬及び旅費)

第2条 評議員、理事及び監事が評議員会もしくは理事会に出席した場合には、日額報酬及び旅費を支給することができる。

2 前項の規定において、生活衛生関係営業者及び経営指導員の者で理事もしくは監事になっている者については支給しない。

3 日額報酬の額については、5千円とする。

但し、前項以外の監事が理事会・評議員会に出席した場合には1万円、監査に従事した場合には1回3万円とする。

4 旅費については、実費とする。

(附則)

この規程は、平成28年9月1日から適用する。